



杉並区中小企業資金融資

商店街活性化資金のご案内



杉並区では、区内中小企業者の皆様が事業に必要な資金を有利な条件で借入れできるよう、金融機関との協力により、融資あっせん制度を設けています。

この制度では、杉並区の商店街補助制度に基づく活性化事業を行う区内商店会を対象とした「商店街活性化資金」がご利用いただけます。

区のあっせんを受けて商店会が金融機関から融資を受けた場合、区は利子の一部を補給して、商店会の負担軽減を図ります。円滑な事業実施のためにぜひお役立てください。

「商店街活性化資金」をご利用いただける商店会

以下①～⑥の杉並区の商店街補助制度の対象となっている商店会

- ①「杉並区民有灯の整備等に関する条例施行規則」第4条第1項により、商店街装飾灯設置工事の可否について可と決定された商店会
- ②「杉並区商店街カラー舗装取扱要綱」第9条第2項により交付決定を受けた商店会
- ③「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」第6条第1項により交付決定を受けた商店会（イベント事業は除く）
- ④「杉並区政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱」第6条第1項により交付決定を受けた商店会
- ⑤ 商店街防犯設備の整備を行う商店会であって、「杉並区商店街防犯設備の整備等に対する補助金交付要綱」第6条第3項により交付決定を受けた商店会（維持管理事業は除く）
- ⑥「杉並区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」第6条第1項により交付決定を受けた商店会（イベント事業は除く）
- ⑦「杉並区商店街トライアル事業費補助交付要綱」第8条により交付決定を受けた商店会（キャッシュレスポイント還元事業のみ対象）

融資条件

（利率は年利）

資金使途	限度額	貸付期間※	表面利率	商店会負担利率	区利子補給率	担保及び保証
商店街補助制度に基づく事業実施に必要な運転資金、設備資金	6,000万円	【運転資金】 7年以内 【設備資金】 10年以内 (据置1年以内含む)	2.00%	0.67%	1.33%	・役員の連帯保証 ・担保 ・組合の場合は信用保証協会の保証の中から、取扱金融機関との協議により決定されます。

※ 運転設備併用の場合は、貸付期間は7年以内とします。

申込みの手続き方法

受付

会長、または事業ご担当の役員の方が産業振興センター窓口にお越しください。
申込書をお渡しして、手続きの流れ・書類の記入方法を詳しくご案内します。



予約

必要書類がそろいましたら、お電話で申込面談日の予約を行ってください。

予約先：産業振興センター就労・経営支援係 5347-9182（直通）



申込

予約した日時に、下記の必要書類一式をご持参ください。相談員が商店会の状況を伺いながら書類の確認をします。



金融機関での手続き

区はあっせん状を取扱金融機関支店に送付します。あっせん状を受理した支店から会長に連絡が入りますので、支店の窓口で融資の手続きを進めてください。

必要書類等

		提出書類
1	☐	融資あっせん申込書（第1号様式（丙））
2	☐	法人税確定申告書と決算書（コピー）※組合のみ、直近分のもの
3	☐	役員を含む組合（会）員名簿及び直近の総会資料一式（コピー）
4	☐	定款（会則）（コピー）
5	☐	工事等の見積書（コピー）、契約を結んでいる場合は契約書（コピー）
6	☐	補助制度の杉並区の交付決定通知書（コピー）、東京都の交付がある場合は東京都の交付決定通知書（コピー）
		持参するもの
7	☐	印鑑証明書 ※発行後3か月以内 組合は法人実印、商店会は会長実印のもの
8	☐	法人事業税・法人住民税の納税証明書 ※組合のみ、最新のもの
9	☐	印鑑（実印）※組合は法人実印、商店会は会長実印

お問い合わせ・お申込みは

杉並区産業振興センター 就労・経営支援係（創業・経営相談担当）
〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
TEL 5347-9182（直通） FAX 3392-7052